

## 感染症の予防及びまん延防止のための指針

### 白糠町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所

#### 1 基本的な考え方

白糠町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）は、利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

#### 2 感染症の予防及びまん延防止のための体制について

感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染症の予防及びまん延防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

##### (1) 感染症の予防及びまん延防止委員会の構成

- ・ 事業所管理者
- ・ 保健師

##### (2) 感染症防止及びまん延防止委員会での検討内容

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 感染症の流行発生時の対応検討
- ウ 情報の収集、整理、職員への周知
- エ 行動マニュアル等の作成
- オ 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

##### (3) 開催頻度

6か月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて臨時開催する。

#### 3 感染症及びまん延防止のための職員研修及び訓練について

職員に対し、感染症予防に関する基礎的内容等の適切な知識を普及するため、職員研修を行う。また感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染防止対策をした上での支援の演習等の訓練を行う。

#### 4 平常時の対応

- (1) 事業所内の衛生管理として、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 職員は日頃から自己の健康管理に努め、体調の悪い時など自己の感染が疑われる場合は報告し周囲への感染予防に努める。
- (3) 利用者の健康状態把握に努め、感染が疑われる場合は各サービス事業所等に連絡する。

#### 5 発生時の対応について

- (1) 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、感染症対応業務継続計画に基づき、消毒や感染経路の遮断に努める。委員会はその内容及び対応について職員に周知する。
- (2) 感染拡大防止について白糠町・保健所からの指示に従い、協議する。
- (3) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をして、まん延しないように努めるとともに、外部への情報配信する場合や事業所として公表する場合は個人情報の取扱いに十分配慮する。

#### 6 本指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるようにする。また、関係機関が閲覧できるようにホームページに掲載する。

#### 附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。